

**道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（仮称）案及び
自動車の点検及び整備に関する手引等の一部を改正する告示（仮称）案
に関する意見の募集について**

令和元年 11 月
国土交通省
自動車局

現在、我が国の自動車保有台数は 8,000 万台を超え、自動車は国民生活に欠くことのできないものとなっている。このため、自動車技術の進展や自動車を取り巻く様々な状況の変化を踏まえつつ、自動車の安全の確保と環境の保全、国民や地域の多様なニーズへの対応に取り組むことが必要です。

第 198 回国会にて成立した、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号。以下「改正法」という。）により、分解整備の範囲を対象装置の取り外しを行うものに限らず、対象装置の作動に影響を及ぼすおそれがある整備又は改造に拡大するとともに、対象装置として、レベル 3 以上の自動運転を行う自動車に搭載される「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改める改正が行われたところであり、これらの作業を行った場合にはその内容を点検整備記録簿に記載することが必要となります。このほか、自動車メーカーから特定整備を行う事業者等に対し、点検整備に必要な技術情報の提供が義務付けられるとともに、自動車の電子的な検査に必要な技術情報の管理に関する事務を独立行政法人自動車技術総合機構に行わせる規定等が整備されたところです。

これに伴い、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）、自動車点検基準（昭和 26 年運輸省令第 70 号）、自動車の点検及び整備に関する手引（平成 19 年国土交通省告示第 317 号）等について、所要の改正を行うことを検討しております。

つきましては、広く国民の皆様から、本件に対するご意見を以下の要領のとおり募集いたします。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（仮称）案及び
自動車の点検及び整備に関する手引等の一部を改正する告示（仮称）案（別紙参照）

2. 意見募集期間

令和元年 11 月 27 日（水）～令和元年 12 月 26 日（木）（必着）

3. 意見提出方法

以下のいずれかの方法でご提出ください。なお、電話によるご意見の受付はいたしかねますので、ご了承ください。

① インターネットの場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを利用ください。

② 電子メールの場合

後掲する意見提出様式の各項目を、メール本文にテキスト形式で明記し、以下のアドレスまで送信ください。件名には「道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（仮称）案及び自動車の点検及び整備に関する手引等の一部を改正する告示（仮称）案に関する意見」と明記ください。

メールアドレス hqt-g_TPB_GAB_SEB@ml.mlit.go.jp

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当 あて

③ F A Xの場合

後掲する意見提出様式にご記入の上、以下の番号に送信ください。

F A X 番号 03-5253-1639

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当 あて

④ 郵送の場合

後掲する意見提出様式にご記入の上、以下の宛先に郵送ください。

郵便番号及び住所 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当 あて

4. 資料入手方法

① 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載 <https://www.e-gov.go.jp/publiccomment/>

② 国土交通省自動車局整備課において配布

5. 留意事項

頂戴したご意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨ご了承ください。

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、ご意見の内容とともに公表させていただく可能性がございますので、ご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時に明示ください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用させていただきます。

6. お問い合わせ先

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当

電話番号（代表） 03-5253-8111（内線42423、42412）

F A X 03-5253-1639